

【千葉県外の学校】**電子申請**を利用する方向け（**早期給付・通常給付**）

申請前にご確認いただくと
スムーズにお手続きができます。

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 確認リスト

共通

- 事前に住民税所得割額や生活保護受給状況を確認し、奨学のための給付金の対象に該当することを確認しましたか。
※マイナポータルにより住民税所得割を確認することができます。
- 認定基準日と申請日で住所が異なる場合、申請者情報入力画面で「C05.(申請者)認定基準日時点の住所区分」を「現在と別」を選択し、認定基準日時点の保護者等の住所を入力しましたか。
- 画像アップロードをする場合、文字が見切れていたり、不鮮明になっていませんか。
必要事項が確認できない場合、再提出をお願いする場合や、給付金の支給ができない場合があります。

＜早期給付の申請をする方＞

- 生活保護を受給している世帯もしくは道府県民税所得割・市町村民税所得割は非課税（0円）ですか。
該当しない場合は通常給付で申し込みをしてください。
- 年額の支給を受けるためには、早期給付・通常給付の計2回申し込みが必要になります。
認定基準日が異なるため、各証明書の発行日によっては、発行を2回お願いする場合がありますのでご了承ください。
（認定基準日）早期給付：4月1日 / 通常給付：7月1日

マイナンバーが確認できる書類

- 生活保護を受給している世帯 → 高校生等本人のマイナンバーカードですか。
（※生活保護世帯：ログイン画面では保護者1名のマイナンバーカード、
収入情報の読み取り画面では高校生本人のカードを使用します。）
- 生活保護以外の世帯 → 保護者等全員のマイナンバーカードですか。

＜マイナポータルを利用する方（生活保護以外の世帯）＞

- 住民税の申告はしていますか。未申告の場合、マイナポータルを利用するとエラーになりますので、（非）課税証明書を
用意のうえ、写真をアップロードしてください。

＜マイナンバーカードを郵送提出する方＞

- 住民税の申告はしていますか。
未申告の場合、課税状況の照会ができませんので、（非）課税証明書を
用意のうえ、写真をアップロードしてください。
- 個人番号カード（写）等貼付台紙に貼りましたか。
- マイナンバーカードを両面コピーしましたか。マイナンバーカード以外をコピーした場合、本人確認書類（運転免許証等）もコピーしましたか。
- 書留等の配達記録が分かる手段で郵送してください。

高校生等の住民票の写し ※外国籍の場合、在留カードの提出に代えることが可能

- 高校生等本人の住民票ですか。
- マイナンバーが記載されていないものですか。
- （外国籍の場合）国籍・在留資格が記載されていますか。
- 認定基準日以降に発行したものですか。
- 電子申請システムにアップロードする際は、「7 / 7 G.コメント入力」画面の任意添付欄にアップロードしてください。

【千葉県外の学校】**電子申請**を利用する方向け（**早期給付・通常給付**）

給付金受領口座届出書・通帳の写し

- 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できる画像ですか。
- 口座名義人が高校生等本人の場合、委任状（様式第8号）を記入し、任意添付欄（7 / 7 G.コメント入力画面）にアップロードしましたか。

生活保護受給世帯であることを証する書類 ※生活保護受給世帯で、マイナンバーを提出しない方のみ

- 福祉事務所が発行し、公印が押されている証明書ですか。
- 高校生等本人が生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが記載されていますか。
- 認定基準日以降に発行したものですか。
- 認定基準日時点で生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが記載されていますか。

道府県民税所得割・市町村民税所得割を確認できる書類 ※生活保護以外の世帯で、マイナンバーを提出しない方のみ

- 証明書の年度はお間違いないですか。
早期給付 → 令和7年度（2025年度）道府県民税所得割・市町村民税
通常給付 → 令和8年度（2026年度）道府県民税所得割・市町村民税
- 認定基準日以降に発行したものですか。

高校生等の在学証明書 ※封印されている場合、開封して内容を確認のうえ写真をアップロードしてください。

- 氏名、生年月日、学年、課程が記載されていますか。
- 学校が発行し、学校長の印が押されている証明書ですか。
- 認定基準日時点の在学状況が証明されていますか。

外国籍の方

- 高校生等本人の在留資格等は、以下①～④のいずれかに該当しますか。
 - ①特別永住者／永住者／日本人の配偶者等／永住者の配偶者等
 - ②定住者（日本に永住する意思がある方に限る）
 - ③家族滞在であり、以下両方を満たす
 - ・日本の小中学校を卒業
 - ・日本に就労して定着する意思がある
 - ④**新入生（令和8年4月1日以降に入学）の場合**
在留資格は①～③や「留学」に該当しないが、保護者等全員が生活保護世帯か、住民税非課税世帯である。
 - ④**在校生（令和8年3月31日以前に入学）の場合**
在留資格は①～③に該当しないが、保護者等全員が生活保護世帯か、住民税非課税世帯である。
- 高校生等本人の在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校・中学校の卒業証明書を用意し、任意添付欄（7 / 7 G.コメント入力画面）にアップロードしましたか。

専攻科の方

※専攻科とは、国家資格等を取得するために、通常の高校等（例：本科3年間）を卒業した人が、さらに1～2年間専門的な知識や技術を学ぶ課程です。

- 個人対象要件証明書（様式第21号）は、学校が発行し、学校長の印が押されている証明書ですか。
- 認定基準日時点の在学状況や、様式第21号に記載の要件を満たすこと（習得単位状況、出席状況等）が証明されていますか。

【千葉県外の学校】**電子申請**を利用する方向け（**早期給付・通常給付**）

- （多子世帯のみ）1月1日以降に新たに生まれた子がいる場合、生計維持者全員の扶養親族が確認できる書類を用意し、任意添付欄（7 / 7 G.コメント入力画面）にアップロードしましたか。